

ガポタでんき需給条件の見直しについて

当社は、小売電気事業者である四国電力株式会社が低圧自由料金プラン（おトク e プラン等）の電気需給条件を変更することに伴い、2023 年 4 月 1 日付で、ガポタでんきの電気需給条件（以下「需給条件」といいます。）について、見直しを実施いたします。見直し内容は以下のとおりです。

1 燃料費調整制度の上限廃止について

○ 各月の燃料費調整単価は、基準燃料価格と、財務省が発表する貿易統計実績をもとに算定する燃料価格の3ヶ月間平均値（＝平均燃料価格）との差分にもとづき算定し、平均燃料価格が、基準燃料価格を上回る場合はプラスの燃料費調整を、下回る場合はマイナスの燃料費調整を行います。

現在は電気料金に反映する平均燃料価格には上限額を設定しております。

○ 燃料価格を適切に電気料金へ反映し、電力の安定供給を継続するため、ガポタでんきの料金について、**2023 年 5 月分料金より燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限を廃止**いたします。

○ 現行の需給条件および料金条件からの主な変更点は、下表のとおりです。

変更前		変更後	
平均燃料価格	電気料金への反映	平均燃料価格	電気料金への反映
基準燃料価格の 1.5 倍を上回る場合	基準燃料価格の 1.5 倍で燃料費調整を行います。	基準燃料価格の 1.5 倍を上回る場合	基準燃料価格の 1.5 倍で燃料費調整を行います。
	上限の設定あり		5 月分料金より上限を廃止
基準燃料価格を上回り、基準燃料価格の 1.5 倍を下回る場合	プラスの燃料費調整を行います。	基準燃料価格を上回り、 基準燃料価格の 1.5 倍を下回る場合	プラスの燃料費調整を行います。
基準燃料価格を下回る場合	マイナスの燃料費調整を行います。	基準燃料価格を下回る場合	マイナスの燃料費調整を行います。

2 その他の見直し内容

■ 電気事業制度・関連法令の変更に伴う見直し

(1) 配電事業および指定区域供給制度への対応

2022年4月、電気事業法に配電事業および指定区域供給制度が盛り込まれたことから、当該制度に対応するために必要な見直しを行います。

(2) 法令の名称変更

再生可能エネルギー特別措置法の改正（法令名称の変更）を反映いたします。

■ 需給条件を変更する際の取扱いの見直し

当社が需給条件を変更するときには、民法第548条の4（定型約款の変更）によるものといたします。また、この場合には、契約期間満了前であっても、変更後の需給条件を適用させていただくことといたします。

■ 需給契約申込み時の承諾事項の追加

送配電事業の分社化を踏まえ、お客さまには、当社と送配電事業者が、電気の供給に必要な範囲に限り、お客さまの情報を相互に提供することをご承諾の上、需給契約を申し込みいただくことを明確化いたします。

■ 毎月の使用電力量の算定方法の見直し

記録型計量器（スマートメーター）、記録型計量器以外に関わらず、使用電力量は送配電事業者から連携される30分ごとの使用電力量の合計値といたします。

■ 料金の支払方法に係る規定の追加

電気料金等その他債権のお支払い方法に、当社が必要とするときには、当社指定の弁護士法人が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただく方法を追加いたします。

■ 規定上の文意の明確化

実質的に契約条件は変更とはならないものの、規定上の文意の明確化のために必要な見直しを行います。

以上